

報告第1号

専決処分について報告の件（その1）

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、損害賠償の額を次のとおり専決処分したので報告するものであります。

平成30年5月1日提出

芽室町長 宮 西 義 憲

専 決 処 分 書

損害賠償の額の決定

町は、損害賠償の額を次のとおり決定する。

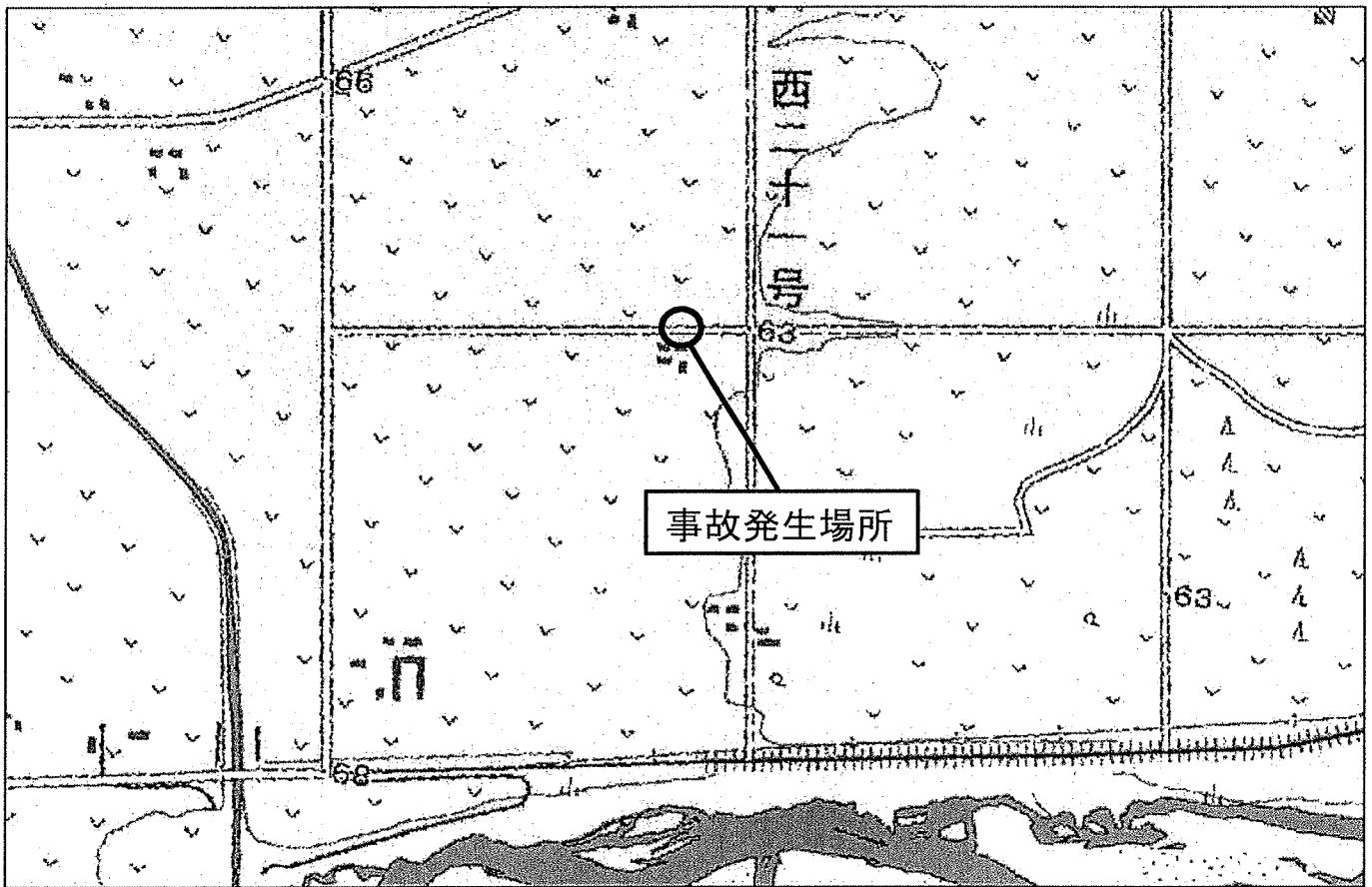
- 1 損害賠償の額 62,735円
- 2 損害賠償の相手方 芽室町北芽室北3線13番地9
株式会社北海道太陽ファーム
代表取締役 田中 寿男

平成30年3月23日 専決処分

説 明

平成30年2月22日午前9時45分頃、町道西士狩北三線を東から西に除雪作業中、停車中の車両にサイドウイングを接触させ、相手方車両のリヤバンパーを破損させたものであります。

位置図



事故発生状況図

